

和歌山大学教養教育委員会規程

制 定 令和 元年 5月31日

法人和歌山大学規程 第2167号

最終改正 令和 5年 7月28日

(趣旨)

第1条 和歌山大学において実施する教養教育の責任ある企画運営及び教養教育と専門教育の連携を図るため、和歌山大学教養教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教養教育の理念及び教育方針に関すること。
- (2) 教養教育の企画運営に関すること
- (3) 教養教育と専門教育の連携に関すること。
- (4) 教養教育科目と連携展開科目に関すること
- (5) 教養教育の質保証に関すること。
- (6) 教養教育の実施のための経費に関すること。
- (7) その他教養教育に関する重要事項に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 教育担当の理事
- (2) 教育機構副機構長
- (3) 教育機構 各部門長
- (4) 各学部評議員
- (5) 学環の教務担当教員
- (6) 各基幹（紀伊半島価値共創基幹、国際イニシアティブ基幹、イノベーションイニシアティブ基幹）から推薦された者1名
- (7) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(実施部会)

第8条 委員会は、必要に応じ教養教育に関する立案について、実施部会を置くことができる。

教養教育委員会規程

(事務)

第9条 委員会の事務は、学務課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第3条第1項の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず令和3年3月31日までとする。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2516号）

この改正規程は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年7月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2676号）

この改正規程は、令和5年7月1日から適用する。